

福岡市男女共同参画を 推進する条例

平成16年4月1日 施行

福岡市



男女共同参画とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

条例制定の理由

福岡市では、男女が、お互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して市民と一緒に取り組んでいます。

男女共同参画の推進に関する基本理念を明らかにし、市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、福岡市全体で協力して取り組んでいくため、この条例が制定されました。



「福岡市男女共同参画を推進する条例」の構成



男女共同参画社会の形成

男女共同参画の推進

前文

目的

基本理念

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

責務・役割

市

市民

男女共同参画の推進のための積極的取り組み
施策への協力

事業者

男女共同参画の推進のための積極的取り組み
施策への協力

自治組織

男女共同参画の推進のための積極的取り組み
施策への協力

教育に携わる者

教育を行うに当たっての配慮

市民等（通勤・通学者含む）

施策の策定・実施

- 基本計画策定
- 実施状況等の公表
- 施策の策定等に当たっての配慮
- 政策の立案及び決定の過程への男女共同参画
- 調査研究

- 事業者への支援等
- 自治組織への支援
- 市民及び団体への支援
- 家庭生活における活動と他の活動との両立支援
- 性及び妊娠、出産等に関する理解並びに健康の保持に対する支援

- 暴力等の防止及び被害者等への支援
- 相談への対応
- 市民等の理解を深めるための措置
- 国際的協調
- 拠点施設

苦情申立

措置内容等通知

男女共同参画推進施策等についての苦情処理

禁止規定

- 性別による差別的取扱いの禁止
- 配偶者等への暴力等の禁止

答申・意見

諮問

審議会

男女共同参画にかかる重要事項の調査・審議

苦情処理に関する調査・審議

苦情処理に関する意見を求める

苦情処理に関する意見

条例の 内容

前 文

日本国憲法において、個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、我国では、国際的な連携のもと、法令の整備をはじめ、男女平等の実現に向けた取組がなされてきた。

福岡市においても、こうした国際社会や国の動向を踏まえ、男女平等の促進や女性の社会参画の支援などを積極的に進めてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化、家族形態の多様化、地域社会の変化に対応し、本市が目指す自由かつ達人輝く自治都市・福岡を形成していくうえでも、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような認識のもと、男女共同参画の推進に関する基本理念を明らかにし、市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、市と市民が協力して取り組むため、この条例を制定する。

目 的 第1条

この条例は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、自治組織及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を形成することを目的とする。



基本理念

— 第3条 —

条例全体を貫く
基本的考え方として、
5つの事項を
掲げています。

社会における制度 または慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

家庭生活における 活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進に当たっては、男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。

男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

政策等の立案 及び決定への男女共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策、民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協調のもとに行われなければならない。

第4条から第8条には、「市の責務」「市民の役割」「事業者の役割」「自治組織の役割」「教育に携わる者の役割」を規定し、それぞれの自主的取組を求めています。

男女共同参画社会基本法には、「国民の責務」として「国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。」との規定があり、第5条から第8条は、基本法に示された各分野に対応して、各主体を個々に掲げた規定です。

第4条

市の責務

市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付けるとともに、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

【積極的改善措置】社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。



第5条

市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。



第6条

事業者の役割

事業者は、社会経済活動における影響力の大きさその他その役割の重大性にかんがみ、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【事業者】市内で事業を行う者をいう。

役

割



第7条

自治組織の役割

自治組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることにかんがみ、地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【自治組織】町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

第8条

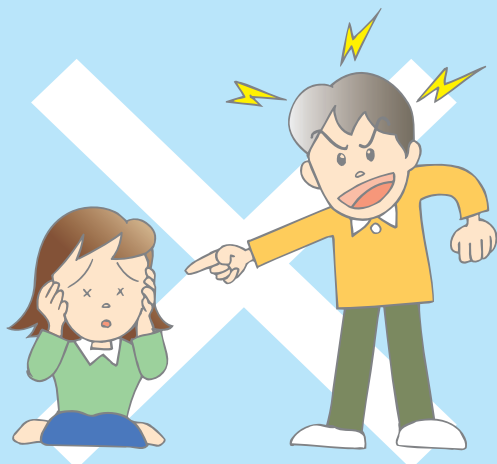
教育に携わる者の役割

教育に携わる者は、教育が男女共同参画についての適切な理解を深めるために果たすべき役割の重要性にかんがみ、教育を行うに当たっては、学校、家庭、地域等との連携を図りながら、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。



男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

第9条、第10条には、「男女共同参画の推進を阻害する行為の制限」として性別による差別的取扱いの禁止、配偶者等への暴力等の禁止を規定しています。男女共同参画を推進するうえで、これを阻害する大きな課題であるということについて認識を更に高めようという規定です。しかし、この規定に違反した際の罰則は設けていません。この条例は、市・市民等が相互に連携・協力しつつ、それぞれが主体的に男女共同参画を推進していくことを基本にしており、罰則による規制が本来の趣旨ではないためです。



性別による差別的取扱いの禁止

第9条

何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

配偶者等への暴力等の禁止

第10条

何人も、配偶者等に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によって相手の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手の対応を理由に不利益を与える行為をいう。以下同じ。）その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為を行ってはならない。

基本

第11条

福岡市男女共同参画基本計画

市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「福岡市男女共同参画基本計画」という。）を策定しなければならない。

第12条

実施状況等の公表

市長は、毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第13条

施策の策定等に当たっての配慮

市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

第15条

調査研究

市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施のために、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

第14条

政策の立案及び決定の過程への男女共同参画

市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 附属機関その他これに準じる合議制の機関の委員を委嘱し、又は任命する場合には、当該機関における男女の数の均衡を図るよう努めること。
- (2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保、勤務環境の整備等に努めること。

第16条

事業者への支援等

市は、事業者に対し、男女共同参画の推進のための積極的な取組を促すため、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に当たって必要があると認める場合は、事業者に対し、その者の事業に係る男女共同参画の状況を報告することその他必要と認める協力を求めるものとする。

第18条

市民及び団体への支援

市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び団体に対し、当該活動について、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

第19条

家庭生活における活動と他の活動との両立の支援

市は、男女が共に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

第17条

自治組織への支援

市は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程への男女共同参画の推進を図るため必要な支援その他男女共同参画の推進のための支援を行うものとする。

第20条

性及び妊娠、出産等に関する理解並びに健康の保持に対する支援

市は、男女が対等な関係のもとに、性及び妊娠、出産等に関する事項について互いの理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

第21条

暴力等の防止及び被害者等への支援

市は、配偶者等からの暴力及びセクシュアル・ハラスメントを防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

的 施 策

第22条

相談への対応

市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について、市民等（市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学をする者をいう。以下同じ。）から相談があった場合は、関係機関との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めるものとする。

第23条

市民等の理解を深めるための措置

市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報、啓発及び教育の充実に努めるものとする。

第24条

国際的協調

市は、アジア地域をはじめ海外諸地域の人々との情報交換その他男女共同参画の推進に関する国際的な相互協力を円滑に進めるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

拠点施設

第25条

福岡市男女共同参画推進センター設置条例（昭和63年福岡市条例第8号）第1条の規定により設置された福岡市男女共同参画推進センターは、市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設とする。



男女共同参画推進センター アミカス

福岡市南区高宮3-3-1
TEL. 526-3755
FAX. 526-3766
<http://www.amikas.or.jp/>

施策に対する 苦情の処理

この条例では、施策に対する苦情の処理が明文化されています。男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出を受け、男女共同参画審議会の意見を聴いて適切な措置を講じることとしています。

第26条

市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて、適切な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の申出をした市民等に対し、当該申出に係る意見及び講じた措置の内容を通知しなければならない。

福岡市 男女共同参画 審議会

男女共同参画の推進に関する施策等について、市長の諮問に対する答申や調査・審議を行うための審議会で、委員の一部は公募することなどを規定しています。

第27条

市長の附属機関として福岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第28条

所掌事務

審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属せられた事務



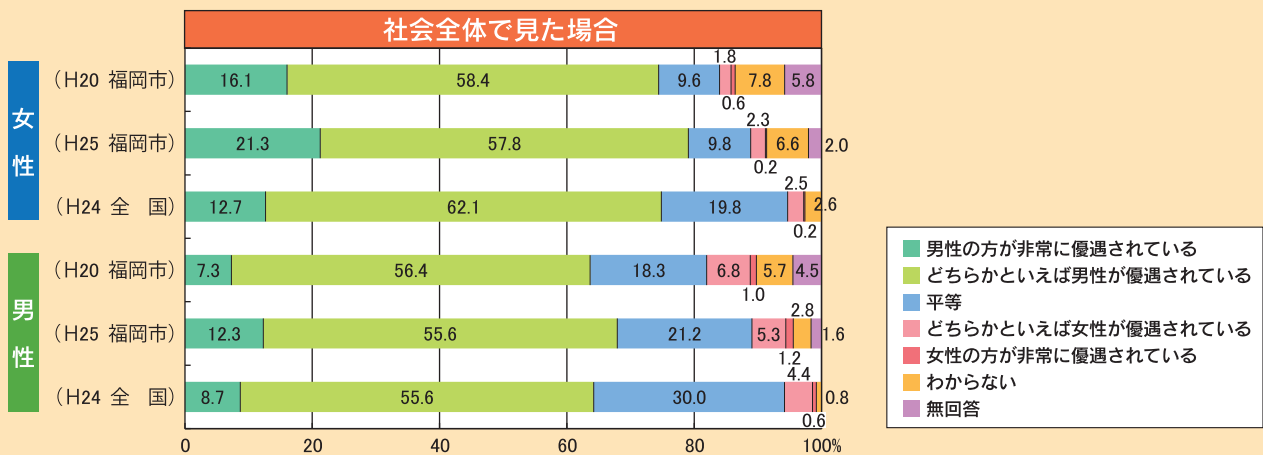
男女共同参画に関する市民の意識

(平成25年度実施調査結果から)

① 男女の地位の平等感について

平成25年度調査では、男性が優遇されていると感じる人が平成20年度調査より増えています。

また、福岡市、全国の男女ともに男性が優遇されていると感じている人が多く、いずれも女性の方が男性に比べて割合が高くなっています。



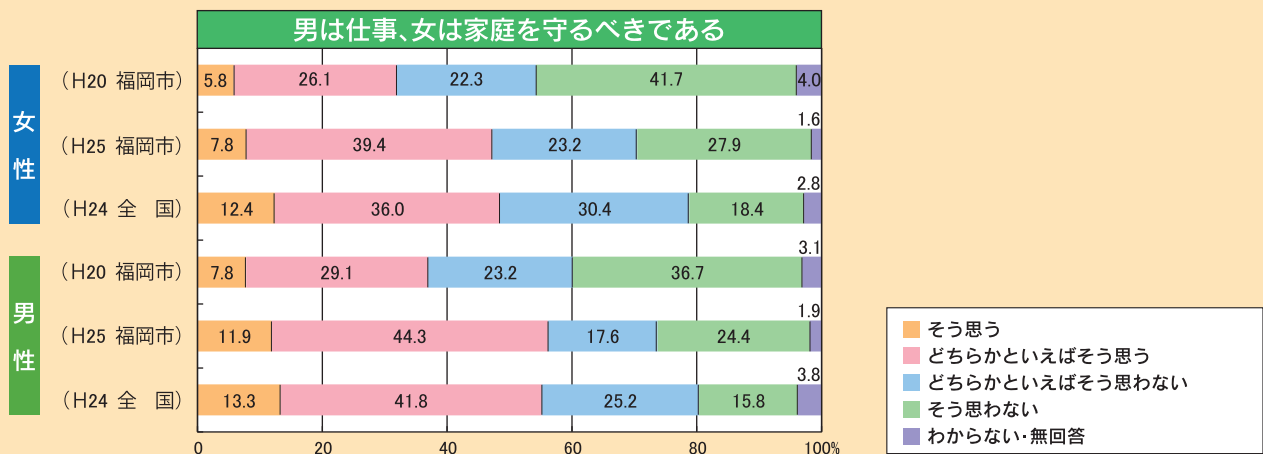
注:内閣府調査については「無回答」の項目はない。

資料:福岡市 「平成20年度市政に関する意識調査」「男女共同参画社会に関する意識調査 平成25年度」
内閣府 「男女共同参画社会に関する世論調査 平成24年」

② 性別による固定的な役割分担意識について

性別による固定的な役割分担について、否定的な人が増えていましたが、平成25年度調査で初めて減少に転じています。

また、全国と比べると、男女とも否定的に考える人の割合が高くなっています。



注:内閣府調査については「無回答」の項目はない。また同調査の項目は「賛成」「反対」で質問している。

資料:福岡市 「平成20年度市政に関する意識調査」「男女共同参画社会に関する意識調査 平成25年度」
内閣府 「男女共同参画社会に関する世論調査 平成24年」

男女共同参画に関する国内外の主な動き

年 号	○国連・●日本	■ 福 岡 市
昭和50(1975)年	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ●婦人問題企画推進本部設置	
昭和51(1976)年	○「国連婦人の十年」(~1985)	■福岡市立婦人会館開館
昭和52(1977)年	●国内行動計画策定	
昭和53(1978)年		■市民局青少年婦人対策課婦人対策係新設
昭和54(1979)年	○国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
昭和55(1980)年	○「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	■区における婦人の地位向上活動事業の開始
昭和56(1981)年	●「国内行動計画後期重点目標」策定	■福岡市総合計画基本計画に「婦人」の章新設
昭和59(1984)年		■市民局婦人対策課新設
昭和60(1985)年	○「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ●「国籍法」改正 ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准	
昭和62(1987)年	●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63(1988)年		■福岡市女性センター・アミカス開館
平成元(1989)年		■「ふくおか女性プラン」策定 ■婦人対策課から女性企画課へ課名を変更
平成3(1991)年	●「育児休業法」公布	■市民局女性部新設
平成6(1994)年	●「雇用保険法」等の改正(育児休業給付金制度の創設)	
平成7(1995)年	○第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 ●「育児・介護休業法」改正(介護休業制度の法制化)	■「ふくおか男女共同参画プラン」策定
平成8(1996)年	●「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9(1997)年	●「男女雇用機会均等法」改正	■「福岡市における審議会等委員への女性の登用方針」決定
平成11(1999)年	●「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ●「食料・農業・農村基本法」公布・施行	
平成12(2000)年	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ●「男女共同参画基本計画」閣議決定	■「審議会等への女性の登用促進に関する要綱」制定
平成13(2001)年	●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行	■「ふくおか男女共同参画プラン第2次実施計画」策定
平成14(2002)年		■女性部女性企画課から男女共同参画部男女共同参画課へ組織名変更
平成15(2003)年	●「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ●「少子化社会対策基本法」公布・施行 ●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定(202030の目標設定)	
平成16(2004)年	●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	■「福岡市男女共同参画を推進する条例」公布・施行 ■福岡市女性センターから福岡市男女共同参画推進センターへ名称変更
平成17(2005)年	○国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク) ●「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	
平成18(2006)年	●「男女雇用機会均等法」改正	■「福岡市男女共同参画基本計画」策定
平成19(2007)年	●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成20(2008)年	●「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	
平成21(2009)年	●「育児・介護休業法」改正	
平成22(2010)年	○国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	■「福岡市配偶者暴力相談支援センター」開設
平成23(2011)年	○UN Women正式発足	■「福岡市男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ■「福岡市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ■「福岡市男女共同参画週間(みんなで参画ウィーク)」創設
平成24(2012)年	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	
平成25(2013)年	●「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成26年1月施行)	

〔発 行〕 福岡市 市民局 男女共同参画課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
TEL.092-711-4107 FAX.092-733-5785